

第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 法人理念、運営方針等は、ホームページ、広報誌、パンフレット等に明記されており、保育所の玄関や保育室に掲示されています。理念は、人権の尊重や地域社会との共生等を目指すものとなっており、運営方針等は、理念を踏まえた職員の行動規範となるような内容になっています。理念や運営方針を会議や研修等で読み合わせをするなどして職員への周知を図っています。しかし、保護者等への周知の取り組みは十分なものとはなっていません。園だより等で分かりやすく説明するなどの取り組みが期待されます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 法人では、毎年、外部環境の変化を分析してビジョンを策定しています。さらに利用者・地域、財務、業務プロセス等の視点から取り組むべき課題を整理しています。施設長は、区の園長会に出席して行政施策の動向等を把握したり、地域の保育ニーズ等について情報交換をしています。また、園の見学者や電話での入園に関する問い合わせ等への対応からも、地域の状況を把握し分析をしています。		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> 毎年、「バランススコアカード戦略マップ」を策定して経営課題を明確にして、財務、業務、学習・成長の視点から具体的な取り組みを進めています。地域の保育ニーズに対応して、日曜・祝日も開園している状況で、保育士の確保は法人の最も大きな課題の1つとなっています。そのため、法人では保育士の復職支援のための講座を開催して、「潜在保育士」の発掘、確保に取り組んでいます。また、「就職フェア」に参加して新規採用につなげています。各種課題について職員に周知していますが十分なものとはなっていません。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人は、毎年度の事業計画の中で、各事業部門ごとに、中・長期的な視点に立った業績評価システム「バランススコアカード戦略マップ」を策定しています。保育事業部門としても、外部環境の変化を分析してビジョンを明らかにし、利用者・地域の視点、財務の視点等、様々な視点で具体的な施策を掲げています。しかし、事業計画の期間や事業計画に基づく収支計画の策定がされていません。3～5年の期間を設定した中・長期の事業計画の策定と財政面の裏付けとなる収支計画の策定が期待されます。</p>		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>保育所の単年度の事業計画は、法人保育事業部門の中・長期的な視点で作成された「バランススコアカード戦略マップ」に基づき策定され、内容は具体的なものになっています。事業計画には重点目標として、「子ども主体の保育」や「地域貢献事業の継続と充実」を掲げ、それらを具体化する事業を記載しています。前項目のコメントの通り、明確な期間を設定した中・長期計画の策定が期待されます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は、園内に業務分野ごとに設けられた委員会、係等での検討結果を踏まえて策定されています。事業計画の実施状況は、委員会等で毎月把握し、評価を行っており、必要に応じて計画の見直しもしています。実施状況の把握や評価は、その都度職員会議で説明を行い、職員の理解を促す取り組みをしています。しかし、職員の十分な理解を得るまでには至っていません。</p>		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画の重点事項としている子育て支援事業については、園だよりに掲載して保護者の理解を得るようにしています。しかし、保護者の理解を得る取り組みとしては十分なものはなっていません。定期的に行われる保護者懇談会の場合等で、分かりやすい資料に基づいて説明したり、園内の目立つ場所に資料を掲示するなどの周知、説明の工夫が期待されます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画にもとづいて、保育の質の向上に向けた取り組みがされています。取り組み状況の評価については、月ごと、四半期ごとにクラス、委員会等が主体になり組織的に評価する仕組みになっています。新型コロナ禍の中で中止になった行事もありますが、子どもが主体的に活動できる「お店屋さんごっこ」を実施するなどの工夫をしています。保育所の自己評価は年度末に行っており、第三者評価も定期的に受審しています。</p>		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>保育所の自己評価の結果は、次年度の事業計画や指導計画に反映するなど具体的な取り組みにつなげています。自己評価は、クラス会議や委員会等で意見交換をして実施し組織的に取り組んでいます。自己評価結果は、職員会議で議題として取り上げるなど職員間で課題の共有化が図られるようにしています。自己評価結果にもとづく改善の課題を文書化して明確化することが求められます。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長は、職員会議等において、自らの役割と責任を明らかにして具体的な取り組みをしています。職務分担表には施設長の権限、責任を明記して職員に周知しています。非常時等に施設長が不在の場合の権限、責任は主任保育士が代行することになっていますが、明文化はされていません。また、施設長の役割と責任は、保育所内の広報誌等で表明してリーダーシップを発揮することも必要です。</p>		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長は、定期開催の法人会議に参加して、経営に関する情報を得る中で、法令遵守についても学んでいます。施設長は、法人が力を入れて取り組んでいるハラスメント防止のための研修を受講してハラスメントに関する理解を深めています。また、法人内に公益通報相談やハラスメントに関する専門の相談窓口を設けています。環境への配慮として、ゴミの分別収集、廃材利用、節電にも取り組んでいます。法令遵守について、職員会議等で職員に周知していますが、職員への一層の周知や理解を深める取り組みが期待されます。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は、保育所内に分野ごとに委員会や係等の体制を構築し、自らも積極的に参加して、保育の質の向上について指導力を発揮しています。委員会、係、クラスからの意見を反映した組織的な取り組みを行えるような仕組みにしています。保育の質の向上に向けて、職員に階層別研修等の園内研修やキャリアアップ研修等の外部研修の受講を促しています。		
【13】	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 施設長は、職員の確保が厳しい状況下において、パート職員の増員やシフトの工夫等により職員の働きやすい環境整備に取り組んでいます。組織内に委員会や係等を設置して、経営の改善や実効性の向上について職員が意識的に取り組める体制を構築し、施設長は自らもその取り組みに参加して指導力を発揮しています。施設長は法人本部と連携して、さらなる経営の改善や業務の実効性の向上に取り組むことが期待されます。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 必要な福祉人材の確保と育成に関する考え方が、法人の事業計画等に明記されています。福祉人材確保が困難な状況下にあつて、様々な工夫により人材確保を進めています。具体的には、「復職支援講座」を開催しての「潜在保育士」現場復帰の応援、「就職フェア」への参加、「職員紹介制度」の活用などに取り組んでいます。また、職員の定着率向上のために、時短勤務など柔軟な働き方の導入や各種福利厚生事業の拡充を進めています。		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> 法人の理念である「人権の尊重」、「地域社会と共生」等に基づいた福祉サービスを実践する職員を「期待する職員像」としており、職種別、階層別に求められる行動基準を定めています。人事基準は、就業規則の中に明確に定められており、職員に周知されています。人事基準にもとづく職員の職務遂行能力、成果、貢献度を評価する仕組みがあります。処遇等に対する職員の意向等は、定期的な職員個別面談で把握しており、処遇改善につなげています。職員が、将来の姿を見通せるキャリアパスが明確化されています。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>施設長等は、職員の就業状況や意向を把握して働きやすい職場環境作りに取り組んでいます。有給休暇の取得促進、時間外労働の縮減、短時間勤務やリフレッシュ休暇の活用など、職員のワークライフバランスに配慮しています。職員の悩み事相談窓口を法人本部や保育所内に設け、職員が相談しやすい体制を整えています。旅行会、食事会を開催したり、家賃補助の制度を設けるなど福利厚生事業にも力を入れています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の理念である人権の尊重、地域社会との共生に向けた福祉サービスを実践することを目指して、目標管理制度を取り入れています。職員一人ひとりの目標は、法人及び保育所の目標を踏まえたものとなるように、施設長との面談で確認しています。中間期には進捗状況の確認、期末期には目標達成度の確認をしています。本年度はコロナ禍への対応があり中断した状況になっていますが、現在、今後の方針について検討中です。</p>		
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の事業計画に、すべての職員が、法人の理念の実践に努めると明示してあります。年度ごとに策定される年間の「職員研修実施計画書」に基づき、階層別、テーマ別、職種別研修を実施しています。行政、中央福祉学院、県社協、市社協、民間研修機関が実施する外部研修への参加も職員に促しています。実施結果については、受講者の研修報告等により、研修計画の評価、見直しにつなげています。しかし、基本方針や計画の中に、職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示がありません。</p>		
【19】	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりについて、知識、技術水準等を把握し、教育・研修の機会を確保しています。保育所内では、職員の経験や習熟度に配慮したOJTを実施しており、年間研修計画にもとづき法人本部や外部機関主催の研修を受講しています。年間研修計画は、階層別、テーマ別、職種別に構成されており、職員が受講しやすいように工夫されています。職員に、キャリアアップ研修や行政研修などの情報提供をして、必要な研修を受講するよう勧奨しています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生に関する基本姿勢を明文化して積極的に受け入れを行っています。実習生受け入れのマニュアルを整備して、標準的な実施方法を職員に周知しています。学校側とは実習内容等について連携して工夫をしています。しかし、専門職種の特性に依じたプログラムの用意や実習生の指導者に対する研修が十分ではありません。効果的な実習生の研修・育成を行うためにこれらの取り組みをされることを期待します。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人、保育所のホームページに、法人、保育所の理念、基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告等の情報が公開されています。その内容は、社会・地域に対して法人、保育所の役割を明確にするように努めたものになっています。ホームページでの「悩んだときは力になります」の呼びかけは特に積極的な取組と言えます。同一内容のチラシを保育所が入居しているビル内に掲示しています。第三者評価結果を保育所内に掲示しており、苦情・相談の体制については公表していますが、苦情・相談の内容や改善状況等は公表に至っていません。</p>		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>経理規程に、事務、経理、取引に関するルールが定められ、権限・責任は職務分担表に明確にされており、規程類はファイル化されて職員に周知されています。定期的に内部監査が実施され適切な事務・経理処理がなされています。内部監査に加え、外部の公認会計士が毎年保育所に来訪しての監査支援の実施により、適切なアドバイスを受けられ、事務改善につなげる体制になっています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>地域との関わりについての基本的な考え方は、法人及び保育所の事業計画と全体的な計画に明記されています。法人理念には、「地域社会と共生していきます」と宣言しており、地域社会に溶け込んだ活動をしていくとしています。活用できる地域資源の情報等は玄関に置いて保護者が閲覧できるようにしています。しかし、コロナ禍の影響もあり、子どもたちは地域の行事に参加できていません。子どもの社会性を育てるために大切なプロセスですので、子どもの地域との交流の機会を設ける検討をされることを期待します。</p>		

【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れや学校教育への協力についての基本姿勢を明文化しています。ボランティアの受け入れについてのマニュアルを整備して、子どもとの交流について、基本的な心構えや注意事項の説明を行い適切な活動ができるように支援しています。中学校、高等学校の生徒の職場体験等を受け入れるなど、学校教育への協力を行っています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者が利用できる地域の関係機関・団体の資料を作成してファイル化して玄関に置き、保護者が閲覧できるようにしています。この情報は、職員会議等で職員に周知して共有化が図られています。虐待等の権利侵害が疑われる子どもへの対応について、必要に応じて区役所等と連携して取り組んでいます。しかし、関係機関・団体と定期的な連絡会を持つなどの継続的な取り組みをするまでには至っていません。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>地域に向けた子育て支援事業として定期的実施している「交流保育」、「園庭開放」、「保育園体験」等の場を活用したり、入園希望者の施設見学や入園相談の機会に地域の福祉ニーズの把握をしています。交流保育の場では、保護者に「子育てアンケート」を実施して直接意見を聴いています。区の園長会でも地域の福祉ニーズの情報交換が行われています。しかし、地域住民との積極的な交流が十分ではありません。子育て支援関連だけにとどまらず、幅広い福祉ニーズ、生活課題についても把握する取り組みが期待されます。</p>		
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>子育て支援事業の実施等により把握した地域ニーズにもとづいて、従前の「育児相談」「交流保育」「保育園体験」「園庭開放」等の子育て支援事業に加えて、新たに地域に出向いての「子育てサロン」や「あおぞら保育園」の実施を計画しました。しかし、コロナ禍の影響による地域での活動を自粛せざるを得ず実施ができていません。災害時には、被災した近隣の避難住民にも備蓄品を提供できるように準備をしています。今後は、地域行事に参加するなど地域コミュニティの活性化やまちづくりにも貢献されることを期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示されています。全体的な計画や職員心得にも明記されており、職員会議の中で具体的な話し合いをすることで、職員の理解と実践を促しています。ただし、子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」等の策定がなされていません。重要事項説明書に理念、目的、方針が明示され保護者には入園時に話していますが、その後は特に理解を図る取り組みは行っていません。</p>		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護については、職員会議等で周知を図り、また研修に参加することで、理解を深めるよう取り組んでいます。日常生活においては、着替えやトイレを男女別にしたり、おもらした時は別室で着替えたり、日常会話においても、子どもや保護者のプライバシーに気を配っています。送迎時に保護者と話をするときも必要に応じてプライバシーが守られる場所へ移動しています。子どものプライバシーに配慮した保育がなされていますが、残念ながらマニュアルの整備がなされていません。今後は保護者への周知も期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料は、施設の写真等を入れ、分かりやすいものにし、ホームページやパンフレットで紹介しています。利用希望者には、個別に丁寧な説明を行い、見学等の希望にも対応しています。今年はコロナウイルス感染予防のため、例年通り部屋に入っただけの見学ができないため、新たに来園者用の資料を作成し、案内をしています。パンフレットは、公共施設等の多くの方が入手できる場所には置かれておらず、改善が期待されます。</p>		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者には入園時に重要事項説明書に基づき説明を行い、同意を得ています。変更する時は、懇談会で説明し保護者の意向に配慮しています。変更事項はお便りで周知し、内容によっては別途文章を作成し承諾をもらっています。現在は、配慮が必要な保護者がいないこともあり、特に配慮が必要な保護者への説明についてのルール化がなされていません。早急にルール化が望まれます。</p>		

【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護の観点から、転園に際しては、引継ぎ文書は出しておらず、手順や文章の定めはありません。保育所の利用が終了した後に、相談があれば対応できる体制はありますが、特に担当者や窓口の取り決めはありません。子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明や、その内容を記載した文書は渡していません。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めています。保護者には、行事後にアンケートを実施し、利用者満足度を把握するとともに、改善できる部分の見直しを行っています。そのほか、定期的に個別の相談面接や聴取を行い、また、職員等が、利用者満足度を把握する目的で、懇談会等に参加しています。把握した結果を園長、主任保育士、保育主任で検討したうえで、職員と話し合っていますが、特に検討会議等の設置はしていません。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されて、運営規定の中に記載されています。保護者には入園時に説明を行い、仕組みは玄関に掲示されています。意見箱を設置するなど、申し出しやすい工夫をしています。内容を職員で共有、検討し、改善に向けた取り組みをしています。記録を取り、申し出た保護者には必ず伝えていますが、公表はしていません。今後、申し出た保護者への配慮をした上で、公表する事を期待します。</p>		
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>毎日の連絡帳や、担当職員だけでなく主任や園長も送迎時に保護者に声掛けをするなどし、相談事や意見をうかがっています。意見箱の設置や個人面談、懇談会、行事後のアンケートなど、複数の方法や窓口があります。相談や意見はプライバシーが守られる場所でうかがっています。第三者委員は玄関に掲示していますが、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書はありません。作成し、周知することが期待されます。</p>		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>職員は送迎時に保護者に声掛けなどし、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めています。連絡帳には保護者からの相談事や意見が寄せられ、真摯に対応しています。玄関に意見箱を設置し、個人面談、懇談会、行事後のアンケートや、また、クラスだより等でも呼びかけ、保護者の意見を積極的に把握する取り組みを行っています。職員が相談や意見を受けた際は、速やかにクラス主任に報告し、内容に応じて保育主任、園長に伝わる仕組みになっています。対応マニュアルの定期的な見直しが期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		

【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>事故発生時については、手順を明確にしたマニュアルを職員に配布し、周知を図っています。事故報告書、ヒヤリハット報告書には、反省点、改善点の記載欄があり、職員会議で共有し、対策を検討し、実施しています。職員に対しては、職員会議のなかで、災害時の安全確保や事故防止について教育が行われています。環境係を設置し、園内の見回りをし、危険なところ等を発見した際は、速やかに改善が図られていますが、リスクマネジメントに関する組織の設置はなされていません。より一層の体制整備が望まれます。</p>		
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>感染症対策マニュアルが作成されています。マニュアルは定期的に見直され、職員への周知が図られています。職員は、職員会議の中で感染症の予防や安全確保について勉強し、嘔吐物処理については、流行前に全員が対応できるよう研修会を開くなど、適切に対応できるよう努めています。保護者へは クラス内や玄関入り口に流行っている感染症の説明文を掲示し、情報提供しています。今後、管理体制の観点から責任と役割の明確化が期待されます。</p>		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時マニュアルが整備され、毎月、立地条件を考慮し、その都度想定を変えて、避難訓練を行っています。食料や備品等の備蓄リストが作成され、適切な管理が行われています。保護者への安否確認は「マチコミ」の一斉メールを活用し、職員へは「マチコミ」と法人の職員用安否確認システムで確認が取れる体制が整えられ、全職員に周知されています。ビル全体の防災訓練に参加し、連携を図っています。今年はコロナ禍で見合わせましたが、例年、職員だけでなく年長児も参加しています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの人権や主体性の尊重は、運営規程、重要事項説明書、全体的な計画、職員心得等に明記されています。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護の実施方法については、研修や職員会議等により職員への周知が図られています。園では、個別性に配慮し保育実践が画一的なものとならないよう、取り組みが行われています。子どもの安全確認とプライバシーに配慮した保育がなされていますが、マニュアルの整備や確認する仕組みが明示されていません。早急に作成が望まれます。</p>		

【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>法人として、保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法の定めはありません。園において、マニュアルごとに年1回、時期を定めて、実施方法の検証、見直しを行っています。検証・見直しに際し、保護者からの意見や提案を極力取り入れるようにしていますが、明確な仕組みが確立していません。今後の仕組み作りが期待されます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>主任保育士が指導計画策定の責任者となっています。入園時に決められた書式に基づき、アセスメントを行い子どもの状況を把握したうえで、全体的な計画に基づき、指導計画を策定します。計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて関係機関が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施しています。指導計画には評価欄が設けられ、クラス会議で振り返りや評価を行っています。支援困難ケースに対しては、療育センターのカウンセラーや医師のアドバイスを受け、指導計画に反映させています。</p>		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>クラスごとに作成された年間指導計画は、4期に分けて評価、考察を重ね、改善すべき点を検討し、見直しを行っています。見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順や、緊急に変更する場合の仕組みも定められています。保護者には行事後にアンケートを取るなどして意向把握に努めていますが、保護者の意向の反映方法や同意を得るための手順等は明確になっていません。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況や生活状況、指導計画に基づく保育の実施状況は、保育所が定めた日誌に記録されます。個別の指導計画に基づく保育の実施状況は、記録により確認することができます。クラス会議や職員会議等で、情報は共有され、議事録に記録を残しています。記録する職員により、書き方に差異が生じており、記録要領の作成や職員への指導等が期待されます。</p>		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録の管理については「個人情報取り扱い要綱」の中に規定が定められ、適切に管理が行われています。児童ファイル等の個人情報は鍵のかかる書庫で保管しています。職員は、「職員心得」の中に個人情報の管理についての記載があり、会議の時に読み合わせをしたり、また、研修に参加することで、理解し、遵守しています。保護者に対しては、入園時に重要事項説明書の中で説明し、同意を得ています。</p>		